

労働運動再生への展望と課題

—地域労働運動の経験から—

小畑精武 江戸川ユニオン執行委員長

はじめに 見えなくなった地域労働運動

「総評・地区労働」は目にみえたが、連合・地域労働運動はなかなか見えてこない。連合結成以前は新年を迎えると旗開きとともに江戸川地域では江戸川春闘共闘が結成され、学習会、賃上げ要求討議、地域統一労働基準の確認、宣伝、激励・申し入れ行動、春闘総決起集会・デモ（三月下旬の東部地区と四月上旬の江戸川）、五月には未解決労組支援など多様な活動が展開された。

要求を提出すると中小労組は組合旗を工場入口付近に掲げ、意思統一と団結を誇示した。私鉄など交通関係の組合は徹夜交渉で春闘を盛り上げ、ストライキが風物詩になっていた。東武鉄道労組の駅には赤い小さな分会旗が掲揚され自然と利用客の目に入っていた。江戸川地区労では中小労組支援の昼休み門前集会や地域デモを展開。今や工場門前の赤旗もストライキも

街のなかでみかけることはほとんどなくなった。こうした外から見える春闘の風景は組合のないふつうの労働者にとって労働運動にふれ労働組合を学ぶ絶好のチャンスだった。「おれのところでも一丁やってみようか」と労働組合結成のきっかけにもなった。

一 地区労働運動を振り返る

1 二四歳で地区労オルグになる

ここで、あらためて私が一九六九年から九二年まで二一年半にわたって活動してきた東京東部・江戸川地域の地区労働運動を振り返り、地域労働運動の視点から労働運動再生を考えてみたい。

私は一九六九年一月（二四歳）から一九九二年五月（四六歳）まで、江戸川区労働組合協議会（江戸川区労協、江戸川地区労）のオルグとして活動し、一九九二年六月（四六歳）から

二〇一〇年（六五歳）まで自治労中央本部オルガナイザーとして活動してきた。前半は東京東部・江戸川地域の地域労働運動にまい進した。その実践のなかから一九八四年に全国の先駆けとなったコミユニティ・ユニオンである江戸川ユニオンの組織化が可能となる。後半は地方公務員だけではなく地域公共サービスに従事する官民一体の産別をめざす自治労（全日本自治団体労働組合）で臨時・非常勤職員と公共サービスに従事する民間労組の組織づくりにまい進した。そのなかで公契約条例はじめ官製ワーキングプア問題に取り組んだ。

江戸川区労協のオルグになってただちに自動車運転免許を取らされた。江戸川区は今日でもそうだが区内を横断する都心へ向かう鉄道は発達しているが、タテの区内交通はバスしかない。区内移動に時間が取られるから車は必需品だ。電報配達車の払下げ中古車でまだ農村風景が残っていた江戸川区内を毎日のように労組訪問した。資料配布やオルグだけではない、毎月集金しないと自分の賃金が出ないからだ。顔を合わすことは信頼感をつくることにつながっていた。「断られてからがセールス」である。加盟組合の悩みや、地区労への不満、ニーズを聞き出すことは他に替えられない貴重な時間だった。会費は労働金庫口座に振り込んでもらうことも可能だったが、あえて集金に行った。顔と顔を会わせることの大切さは今も昔も変わらない。九二年からの自治労・地域公共サービス産別

建設では、臨時・非常勤職員や競争入札の中で雇用不安と低賃金に追いやられた公共サービスに従事する民間労働者の組織化をすすめた。物件扱いをされていた委託労働者は「物件費を『人権費』に」と訴え、人間としての労働と生活を取り戻す「生活賃金（リビング・ウェイズ）よこせ」の運動を展開し、そのなかから「公契約条例」制定が提起される^①。二〇〇九年にはじめて千葉県野田市が公契約条例を制定、現在までに公正・適正な競争入札と雇用・労働条件などを自治体と委託企業との契約に定める条例や要綱などを制定した自治体は五〇に及び、そのうち一八市が最低賃金（最低報酬額）条項を含む公契約条例を制定している。

2 江戸川区長準公選条例制定運動

―自治体革新運動の中軸を担う―

オルグになって二、三年目に私の運動の節目になる闘いがあった。一つは一九七二年三月一日に大事件となる「江戸川区長準公選条例制定運動」であり、もう一つは一九七四年五月に無期限ストとなる、当時東京都の下請であった清掃ごみ収集車（通称ゴミトラ）の運転労働者の組合結成とそれに対する組合つぶしとの闘いであった。この二つの闘いには「師匠」ともいうべき大先輩が指導にあたっていた。前者では江戸川区労協の今泉清議長であり、後者では運輸労連東京都連中川義和委員長である。闘いは二〇代の私にとって学びの場でもあった。その

後の血となり肉となつていく。

江戸川準公選運動^②は当時でいえば革新自治体をめざす政策制度の闘いであった。区労協運動が地域の労働組合はじめ、政党、区議団、市民団体、大衆団体、宗教者に働きかけて「区長を選ぶ江戸川区民の会」（代表羽生雅則弁護士）をつくり、一大地域運動を展開した。「区長は区民の手で！」をきっかけ寒い一月にわずか一カ月で自筆の署名印鑑を必要とする「区長準公選を求める条例制定の直接請求署名」七万筆を集め、地域を二分する闘いとなった。法律制定が困難なら身近な条例制定により実質的な公選を実現する「区長準公選条例制定」は練馬区の篠原一東大教授の発案であった。全都一の署名を集めた江戸川の大衆運動、中野区、品川区議会での準公選条例の実現と住民投票の実施による区長の誕生により、七五年には地方自治法の改正と区長公選が実現する。

江戸川準公選運動は一九七二年三月一日ピークをむかえた。七万署名を無視して区長の強行選任をはかる区議会に対し「区長を選ぶ江戸川区民の会」は議事運営委員会室から議場に向かう自民党議員に抗議をしつつ、そのまま議場に入り込んだ。議員たちは「会期を延長」してそのまま議場外に、「区民の会」は議場に残って抗議の意思表示を続ける。

日本の民主主義のなかで、市民が議場を占拠したことはほとんどない。それほど江戸川区民の意志は強かった。地区労がその中心となった。

六時間に及ぶ議場占拠は今泉議長と私の逮捕で幕が閉じられた。だが結果は区長公選の法改正に自治省は舵を切らざるをえなくなった。「練馬の知恵と江戸川の足」といわれた地域運動が国政を変えたのである。

「二団体、一個人では達成できない課題を、地域にねざした企画により、地域住民、大衆団体の連合・ネットワークをつくり出し、大衆運動として実現していく運動論は今泉先輩の得意とするところだった。」運動にとって不可欠な資金づくりも得意だった。準公選運動の資金づくりは「運動債券」だった。「債券」ではあるが、運動が成功しても、未達成に終わっても「お金」は戻って来ない。運動成功の時には「喜ぶ賞」が、不成功の時は「残念賞」が戻ってくる。

3 「俺たちはゴミじゃない」

―下請清掃労働者の組織化支援―

「下請清掃」水穂闘争は一九七二年に労働組合結成をしたN委員長を解雇する典型的な不当労働行為との闘いであった。当時の高度成長は大量のごみを掃出し、その処理は本来地方公務員が担うべきところ、都から指定された民間運輸会社が収集したごみをごみの埋立地・夢の島や清掃工場に搬送する構造になっていた。六〇社におよぶ下請清掃会社には団塊の世代の若い運転手が大学闘争を担った活動家も含め続々と流れ込んだ。当時はまだ小型トラックに冷房は

ない。窓を目いっぱい開け、右ひじを太陽にさらす。右腕は黒く焼け、左は白かった。夢の島はごみの島、開けた窓からは臭気が遠慮なしに入ってくる。車庫に帰っても風呂がない。シャワーすらない会社もあった。スポーツ新聞の「日払い可」「長期臨時」に釣られて入社したものの、職場環境は最悪だ。おまけにボーナスもない。あるのは「夏は氷代、冬はもち代」。一九七一年一二月もち代を軍資金に水穂興業の臨時運転手はキャバレーに行った。楽しんだのはいいが、家を持って帰る「もち代」がない。衆議一決「組合をつくらう!」。ここから組合づくりが始まった。

ところが、女社長は「組合結成の申し入れ」に対し警察を呼んだ。「労使関係は民事、介入しないで」と帰ってもらう。社長は「解雇は神のお告げだ。絶対に撤回しない!」と頑なな態度を取り続けた。これに対して、当時の夢の島（埋め立てごみ捨て場）や清掃工場に運輸労連東京と江戸川区労協はビラ入れを行なった。ついにはストライキへとエスカレートし、七四年五月の二週間に及ぶ「決戦ストライキ」となる。地域労働者が続々と支援にかけつけた。その結果、「解雇は撤回。委員長は自主退職」の和解となった。だがこの間に二三区周辺部の下請け清掃会社には「俺たちはゴミじゃない」と訴える労働組合の旗が「燎原の火」のように立っていく。下請労働者のストライキで街のなかにごみの山がつくられていった。組合結成にともな

う不当労働行為に産別組織と地域組織が「支援共闘会議」を組織し協力して闘う典型的な事例となった。

二 共闘運動組織としての地区労

1 総評組織綱領草案と地区労任務

地域労働運動に携わるなかから、私は地域労働運動を徐々に考えるようになった。結成後八年を経過した総評が示した組織綱領草案（一九五八年）が刺激的だった。

総評組織綱領草案は地域の労働組合の「共闘」を強調している。第二次大戦後、労働組合結成の自由を得た労働者は職場に労働組合を組織するとともに、地域に企業を超えて地区労を組織していった。多くの地区労は結成当初「親睦地区労」「メーデー地区労」「選挙地区労」であった。江戸川は親睦地区労に近かったが、青年部に結集する戦後二代目と言うべき労働者が台頭し、たちまち地区労の主導権を握っていく。総評組織綱領草案（一九五八年）にある地区労の五つの任務について総括的にみてみたい。

第一は「地区共闘の場となり組織者となること」

各地区では春闘時の共闘として、地区労加盟組合にとどまらず、未加盟の組合にも開かれた地域春闘共闘が組織され、春闘決起集会はじめ地域からの春闘の盛り上がりをつくっていった。

また、不当解雇撤回などの争議支援、工場閉鎖反対の反合闘争への支援共闘が各地につくられた。江戸川でも毎年、区内の純中立労組や産別加盟で地区労未加盟の組合に働きかけて江戸川春闘共闘会議を結成し、春闘ニュースの発行決起集会、デモ、ストライキ支援を進めた。野球大会も恒例行事だ。そうした活動から地区労加盟組合が増えていった。

第二は「地評と協力して中小企業労働者の組織化にあたること」

総評は中小企業の組織化のために、全国各県に中小企業対策オルグ（中対オルグ）を配置して、地場中小企業の組織化をすすめていた。一九五六年から七四年にかけて一万八三三九組合、九八万三五五八人が、七五年から八七年には五五七一組合、二〇万七八三三人の約一二〇万人が全国一般、全国金属などを中心に組織化されている。

安保闘争と並行して、東部地区の中小労組の組織化が東京地評と地区労が連携して展開される。地評オルグと地区労オルグ七名から始まった全国一般東部一般労組はまたたくまに三〇〇〇人を超える組織に成長する。だが、中選挙区制度のもとで現職島上善五郎（東交）に対して全通が新人候補者を出し、候補者をめぐって東部一般は分裂していった。

私は地区労オルグになって間もなく東京一般（現在の東京一般は分裂した一方の南葛一般

の流れにあり、東部一般は北部一般と統合して東京一般になり、現在は全統一労組になっている。支部執行委員になって地区労オルグと兼任になった。江戸川区労協事務所も東京一般の支部事務所を兼ね、東京一般の専従オルグが三名配置されていた。多くの地区労と全国一般がそうであったように、江戸川でも事務所も人も一体だったのである。

全国一般労働組合にしても、全国金属労働組合にしても、その名称にあるように企業別組合連合ではなく個人加盟の産別組織を追求した。本部に交渉権・妥結権・財政権を集中させる単一労組の方針だった。しかし、実際には中小といえども多くは企業内組合に留まり、「中小労連型」に留まったのである。

東部一般、全統一労組は三権を本部が有する単一労組型である。同時に自らの共済制度を有し個人個人を組織化する方針でもあった。だが、実態は現在のユニオンにつながる個人を基礎とした組織化には到らなかった。当時の全統一労組M委員長は「うちは三〇人以下の組織化はやらない」と明言し、地区労への相談から個人が加盟するルートが遮断された。一〇名前後の相談・組織化が続いた江戸川地区労は「誰でも一人でも入れる・江戸川ユニオン」の組織化へ行かざるをえなくなる。

たしかに独立・自立した労働組合を組織するには一定規模の大きさが不可欠である。「専従オルグを置くには組合員は三〇〇人が必要」と

いわれていた。地区労はそれ自体単組ではない。専従者がいる地区労運動の土台の上にミニ組合や個人加盟の労組を組織することは江戸川ユニオンへの発想となる。いわゆる「地区労型ユニオン」である。そこから自立的組織として専従者を配置できる単組に成長していったのが「合同労組型ユニオン」で札幌地域労組や大分ふれあいユニオンが典型である。地区労があいついで解散し土台が崩れている現状において、地区労型ユニオンは、自立合同労組型をめざし職場分会とともに個人加盟組合員を抱えていくことができるかという、厳しい試練を迎えている。

第三は「零細企業の労働者、失業者、半失業者など、下積み労働者をみずから主体となって個人加盟方式で組織化すること」

「みずから主体となって」ということは地区労自体が地域の零細企業、失業者、半失業者など下積み労働者を個人加盟方式で組織化することである。奇しくも江戸川ユニオンはこの任務をめざす結果となった。地域労働運動を強める全国集会の場で江戸川ユニオンはパートをはじめ新たな地域での個人加盟労組・ユニオンを提起した。しかし総評指導部に理解はしてもらったものの、残念ながらまだ元気な時には方針として取り上げられることはなかった。江戸川ユニオンや大阪のユニオンひろの運動が展開され、総評解散が現実となった八〇年代後半から、存続の危機感を募らせた各地の地区労

が地区労運動の存続として、地域ユニオン（コミュニティ・ユニオン）組織化を実行していたのである。

高度経済成長前に提起された総評組織綱領草案は企業規模により労働者区分がされ、七〇年代に急増していたパート、派遣、外国人労働者など高度成長後の新たな不安定な雇用、非正規雇用労働者への言及はない。

第四は、「労農・労商提携等、国民的結合を具体化していくこと」

すでに戦前から小作争議が展開されていた農村部では労農共闘が実践されていたと思われる。東京では都市化のなかで農家数はなくなり、農協を除いては農民組織も見当たらなかった。恒常的な「労農・労商」の結合は大都市部ではつくりなかつた。

問題は労商提携にあった。一九七五年国労はじめ公労協によって闘われたスト権奪還闘争に対する都心部問屋街の反発はすさまじく、労と商は連携どころか分断されて行く。ただ、江戸川では違った。一九八七年売上税導入問題が起こった時に、江戸川区労協は江戸川区商店連合会と足並みを揃え、一万人規模の「売上税導入反対！ しゅんとうバザール」を歩行者天国で開催した。売上税により売り上げ減を心配する商店連合会と春闘賃上げが消えてしまう労働者の利害が「売上税反対」で一致し、共同行動となった。

翌年から「しゅんとうバザール」は、区内の商店街を会場にしながら毎年開催されていった。この春闘バザールは連合時代になっても継続していく。特徴は区内共通商品券を使ったことだ。春闘を闘う区内労組は江戸川区商店連合会が発行する区内共通商品券を買う、大口組合として江戸川区職員労働組合には大量に買ってもらう。「賃上げ一万円はデパートではなく、商品券によって区内で消費される」区内共通商品券は区内で買物をする証となる。翌年の春闘決起集会に商店連合会会長を招き激励のあいさつをもらった。会長は「みなさん！今年も春闘をがんばって、区内消費を上げてください！賃上げをがんばってください」と挨拶、官公労働組合の組合員から莫大な拍手が寄せられた。

第五は「平和運動や選挙運動をはじめ労働者階級の政治方針を実践する場とすること」

平和運動は日本の戦後労働運動にとって大きな財産だった。「戦争を再び繰り返さない」ことを誓った日本国憲法の三本柱「主権在民、平和主義、基本的人権」の一つだ。総評労働運動にとってなくてはならない運動であった。一九五二年に結成された江戸川区労協は、翌五三年のビキニ水爆実験で第五福竜丸が被災したのをうけ、五四年に区議会に原水爆実験禁止の請願を提出、採択されている。当時の原水禁運動は国民的な広がりを持ち、江戸川でも区労協、区議会、社会党、共産党、母の会、医師会、町会、

青年会が参加する原水協に改組されている。その後も毎年原水禁集会を続け、原水禁と原水協が分裂した後は原水禁江戸川区民会議として毎年八月六日のキャンドルデモを続けている。一九八一年には江戸川原爆被爆者の会（親江会）に協力して、原爆犠牲者追悼碑を親江会、宗教者、区労協、一般市民の募金四〇〇万円により建立し、丸木位里、俊さんの鳩と母子が刻まれた。毎年七月に追悼碑の前で原爆犠牲者追悼式が行なわれている。

六〇年安保闘争に続く六六年のベトナム反戦闘争では、自治労がはじめてストライキ方針を打ち出し、区労協の民間労組や全通などが区職労のスト支援を行ないピケを守った。

東京大空襲を語り継ぐ運動も東部七地区労の共闘組織東部ブロック共闘の運動として、自ら住み、働く下町（東部地域）が東京大空襲によって壊滅し一〇万人が亡くなり、一〇〇万人が家を失ったことを語り継ぐ活動として一九八二年に始まる。

江戸川では、都営住宅用地に撤去寸前の東京大空襲被災旧江戸川区役所文書庫が見つかり、その保全と母子像づくりを行なった。区労協は町会、市民、宗教者に呼びかけ事務局となって「東京大空襲犠牲者追悼、世代を結ぶ平和の母子像」（圓錐勝三作）を二二〇〇万円の募金により一九八三年に建立した。その後、毎年犠牲者追悼の集いを行ない、文書庫、母子像前で献花をしている。当初は、区労協が先頭機関車と

なつてこうした取組みをすすめる、市民団体、市民は「客車」だった。しかし、今日は労働組合の力が衰えたこともあるが、区内の町会、学校、合唱団と区も一緒に連携し地域市民運動として開催している。

選挙戦においても労組依存の時代は終わった。労組組織候補中心の選挙の限界は社会党の衰弱に端的に現れている。労組の弱体化を補う地域後援会や市民の力と候補者本人の魅力、時には所属する企業の支援が結合した時に勝利を手に行っている。

2 争議支援と地区労、ユニオンの交渉力

江戸川には組合つぶし解雇と闘って職場復帰した全金日本ロール闘争（一九六二―一九七三年）支援はじめ、多くの中小争議支援の伝統が戦前からある。東部地区の労組は戦後の二・一スト時（一九四七年）に共闘を組み、東部七地区労の共闘組織として東部ブロック共闘会議が誕生している。

七〇―八〇年代は東部ブロック共闘の争議支援の全盛時代をむかえた。障がい者を食い物にしていた大久保製瓶（墨田）で組合を立ち上げた労働者は、教会に立てこもって抗議の意思を示した。その後の会社工場前集会には東部ブロック各地区労から労働組合が支援に駆けつけた。都バスを借りて、争議組合を順番に回る。会社前で支援集会を開き、シユプレヒコールで氣勢をあげる。いわゆる総行動方式である。こうし

た争議は当初産別労組が主導して展開されたが、地区労働員を背景に、徐々に地区労、東部プロック共闘の闘争による交渉力が強化され、争議支援共闘会議での発言力が増していった。この交渉力がやがて各地区労のもとに組織されるコミユニティ・ユニオンの交渉力につながっていく。二〇一一年発刊の書で「コミユニティ・ユニオンの労働紛争解決能力が高い。能力の高さは、団交申し入れた件数の約八割が自主解決により終結したことや紛争当事者の満足から確認できる。」とJILPT（労働政策研究・研修機構）の呉学殊さんは評価している。

3 地域労働運動の財政的自立

すでに述べてきたように、江戸川地区労働は自立的に地域労働運動を企画し、組織してきた。今泉清さんの独創的発想、言葉巧みな説得力、そしてフットワークの軽さ、行動力に依るところが大きかった。「金は出すけど口は出さない」という彼を信頼する大労組の親分衆の存在も見逃せない。新しい運動に必要な資金を「特別会計」として一般会計とは別に集める。その時には東部地域の単産の親分衆を説得している。区長準公選運動はその典型であった。

江戸川区労協は大きな地区労ではないがオルグ二人制を目標にして、常に財政的視点をしっかりと持って諸活動に、資金づくりに取り組んだ。七〇年代はインフレ、春闘の高揚もあり、大きく地区労財政は伸びた。それでも、争議支援や

オルグの一時金のために物資あつせんを行ない、粉せつけんや当時高かった洋酒の販売などを夏季や年末に集中して行なった。夏のソーメン、冬のラーメンは争議支援とセットだった。

会費の引き上げも毎年のようにすすめた。インフレ、高度成長の時期でもあり、春闘賃上げも順調で、ほぼ毎年引き上げている。春闘期には一カ月分の会費を春闘共闘費としていただいた。私は「動く領収書」と言われ、組合を訪問すると「今日は何の集金？」と言われたものだ。区労協事務所づくりも「無から有を生じさせる」ユニークなやり方だ。初代事務所は区役所の真裏、狭いどぶ川の上に奥行一〇メートルほどの木造平屋建て、手前が入り口と事務室、真ん中が会議室、奥が八畳間の畳部屋だった。トイレの下は田んぼ時代に水路であった。どぶ川。「水洗便所だ」と言って大笑いしたことがある。事務所は一九六一年に一人四〇円のカンパによって造られた。秀吉の「一夜城」の手法で区が想像していたより大きな事務所を建設、区はビックリ！緑道予定地だったこともあり、たちまち立ち退きが求められるハメとなった。

二代目はどぶ川の上から陸にひとまず上がった。だが区役所からは遠く離れ、江東区との境だった。そこは事務室、六畳和室、一〇坪の会議室というプレハブの建物だ。この事務所には「区道予定地」にあつた東部一般労組の事務所も立ち退いて同じ屋根の下に入った。このことは地域中小労組の組織化と地区労働が一体となつ

て進められていたことを物語っている。

三代目は区長準公選民事裁判が和解となつた八〇年、区は区労協事務所を区役所に近い便利な区中心部に提供し移転となる。少し狭くはなつたが便利さが増し「開かれた地区労」づくりが進み、江戸川ユニオンの組織化へと勢いが増していった。

七〇年代には大分県佐伯地区労の全造船佐伯造船支援に東京地評としてフェリーで行つた当時「地域労働運動は大分に学べ」といわれ、佐伯地区労の一人五〇〇〇円のカンパで造つた地区労会館、五万人口の一〇分の一を組織していた佐伯地区労、産別を超えた居住地組織をつくって市議員選挙で一三名の社会党議員を生み出していた大分地区労、大分県労評の力強い争議支援の共闘、定員一名の参議院でも全国で唯一勝てた選挙の強さにど肝を抜かれた。

そして居住者組織づくりを考えた。しかし、大前提となる地域ごとの組合員名簿を各産別労組は容易に地区労に出さない。これでは居住者組織はできない。産別労組は自治体議員を出しているので名簿が他の候補者へ回されることを恐れ、地区労に名簿を出さない。こうして大都市東京の居住者組織づくりは挫折した。それに代わるわけではないが、地域に居住し、地域を職場とする労働者の組織として、後にコミユニティ・ユニオンとなる地域労組を考えるようになった。八〇年代のはじめである。

三 これからの地域労働運動

1 連合地域労働運動の可能性

連合評価委員会最終報告（二〇〇三年）は、官民労組の統一ナショナルセンターとして発足（一九八九年）した連合が「このままでは労働運動の社会的存在意義はますます希薄化」するとの危機感から、「企業別組合主義からの脱却とすべての労働者が結集できる新組織戦略を掲げ、産別、ナショナルセンター、地域組織の強化」を提起した。画期的な提起であり新しい労働運動をめざす「宣言」でもあった。

「地域労働運動」も課題として取り上げられ、「顔が見える連合運動」をめざし、地方連合と地協建設を軸に地域労働運動を進めてきた。とくにこの間、二〇一二年までに五〇〇近い地協を二六〇地協に整理統廃合し、すべての地協への専従者配置を達成し新地協を開始している。新地協は「よろず市民相談所」の総合的機能を持たせることをめざしている。ちなみに、総評時代は地県評（地方評議会・専従者六五〇人）、一二二地区労で専従者がいる地区労は二七七であった。

連合は地協機能として以下の一二項目をあげている。①⑤は重点である。

①組織拡大機能、②中小労組支援機能、③交渉機能（地域ユニオンの結成）、④政策提言機

能、⑤政治活動機能、⑥生活相談機能、⑦中小・地場企業支援機能、⑧専門家、ボランティア団体とのネットワーク、⑨共済、⑩退職者の拠り所、⑪働く人のまちづくり、⑫就労支援さらにこれらの機能を「連合の仲間をつなげる」「地域で働く仲間を支える」「地域を創る・暮らしを守る」活動のなかで実現していくことを提起し、二〇一六年二月には神津会長も参加して地域協議会事務局長討論会を開いた。専従配置をした新地協活動強化により「地域で顔の見える運動を確実に広げていく」ことをすでに始まっている。だが連合地域労働運動は「連合の仲間をつなげる」段階に多くはあり、「地域で働く仲間を支える」「地域に開かれた運動」はまだまだ実感できない。

地域に「顔が見える運動」は同時に「地域に開かれた運動」でもある。中央に頼る運動と財政ではなく、自ら地域運動をつくりあげ、それへの理解を加盟組合、地域に広め地域にネットワークを広げていく「自立と連帯」の運動が求められている。かつての総評主催「地域労働運動を強める全国集会」はすでないが、地域で汗を流す者同士が刺激し合い交流する全国的場づくりが必要に思う。一九八九年以降毎年地域を持ち回りしながら開催してきたコミュニティ・ユニオン全国交流集会は、地区労働運動そのものではないが、地域労働運動の交流の場をつくっている。地区労働運動を継承する地区労センターも毎年全国交流を行なってきた。戦後地区労

運動と連合結成以来の地域労働運動を単なる歴史に終わらせることなく運動的観点から総括し、新たな労働運動の展望をさぐる共同の作業と実践が求められている。

2 地域労働運動としてのコミュニティ・ユニオン

コミュニティ・ユニオン

すでにみてきたように、コミュニティ・ユニオンの交渉力は総評・地区労の地域労働運動、争議支援や共済活動が土台にあった。連合や全労連も結成後九〇年代にはそれぞれの地域組織を土台に、地域ユニオン（地域労組）を組織し「交渉機能」を強調している。コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは一九九〇年に設立され、現在三二県、七五ユニオン、二万人が全国ネットワークを形成、毎年三〇〇～五〇〇人規模の全国交流集會を持ち回りで開催している。連合は結成当初地域ユニオンには否定的であったが、独自の相談活動から地域ユニオンの組織化を始め、四六県、四九五単組一万四八九二人（二〇一五年）を数え、全労連はローカルユニオン結成を進めて四三県、一七一ユニオン、一万八一七人（二〇一三年）となっている。職種、職能、世代ごとのユニオンも、女性、管理職、青年、派遣などに広がり、全労協・全国一般では個人加盟の比重が高まっている。まだ、組合員数は少ないが、社会的影響力は全国に広がっている。

この間急増してきた解雇、賃金未払、ハラス

メントなど個別労使紛争に対してユニオンは有効に機能してきた。そのなかでもコミュニティ・ユニオンはもっとも高い自主解決率を示している（コミュニティ・ユニオン七四・五％、連合地域ユニオン六七・四％、全労協全国一般六四・四％、全労連ローカルユニオン四八・九％）。

個別労使紛争に高い解決力を持つコミュニティ・ユニオンは「誰でも一人でも入れる」組織である。地域の全労働者に開かれた組織である。地域に見えるだけでなく、ユニオンの一員になって活動し、地域の仲間とともに自らの問題解決をはかっていく「みんなは一人のために、一人はみんなのために」という開放性も持っている。ユニオンは地域、職種、職能分野において「駆け込み寺」として機能してきた。相談を通じて各分野の新しい問題に取り組み、地域や職種・職能分野における「代表性」を有してきた。現在問題化している最低賃金の地方審議会委員に当事者としてコミュニティ・ユニオンを加えることは可能だ。

ユニオンはまた「行政が解決できないことまで解決する例も少なくない」（呉学殊）労働相談、紛争解決、経営者・労働者の労働法学習や行政ではできない情報提供などの機能を有するユニオンは「公益性」も有している。公的支援を求めているユニオンは多い。呉学殊さんは「積極的な公的支援を検討すべきではないか」と問題提起している。

コミュニティ・ユニオンは、江戸川ユニオンがそうであったように、あらためて地域労働運動はもちろん、地域全体で支援する仕組みが必要とされている。

3 市民運動ユニオニズムの時代へ

労働運動の側からだけでなく、地域の市民運動と組織の中にコミュニティ・ユニオンを包み込むユニオニズムが必要に思う。「市民運動ユニオニズム」といえる。九五年のAFL-CIO大会での改革派スーニー会長の誕生以来、アメリカでは「アメリカ労働運動の再生」が地域から試みられてきた。

注目すべきはその組織化手法である。原点は一九三〇年代にシカゴでソウル・アリンズキーによって開発された市民運動のコミュニティ・オルガナイズングにある。アリンズキーはアメリカのラディカルが「労働組合組織というゆりかごのなかに深々と眠りながら、おちつかず、寝返りを打っている。」と批判し、「組合を、特定産業の特定職種に従事している人々のみの組織と考えるのではなく、アメリカ市民の組織として、すなわち、労働者やその家族を悩ませるあらゆる破壊的勢力を征服するために団結した市民組織として、組合を見直すようになるのである。その時、『高賃金と労働時間短縮』という労働組合の伝統的要求は、多種多様な目的の一つとなるであろう。」と述べ、「組合は、その本質としてあらゆるものと対処しようとする

思想と攻撃精神をもつ、広く一般的な民衆組織（People's Organization）の建設に助力しなければならぬ。もっと簡単に考えれば、この民衆組織は、組織的な団体交渉の原則と実践を、現在のように工場内にとどめておくのではなく、それを広く拡大してゆくものである。」と、労働を包摂した市民運動の展開を打ち出した。

おわりに 市民運動ユニオニズムの検討

「市民運動ユニオニズム」はコミュニティ・ユニオンや労働NPOとも異なる。コミュニティ・ユニオンは主として非正規雇用労働者を主体と考え、労組法を活用し労働組合の視点から組織化を進めてきた。労働NPOは労働に焦点をあてつつも労働組合の経路とは別の視点から労働問題に取り組んできた。「市民運動ユニオニズム」は市民社会において独自のドメインを有する。市民運動の主体は市民である。取り組む課題は地域の生活、環境、医療・福祉（介護・保育など）、まちづくり、教育、交通など様々だが、「労働の視点」を重視し、「労働」自体を地域社会の主要なテーマとする。労働者一人ひとりの人権を尊重し、公正な労働基準、適正な労働条件（ディーセントワーク）を目的とし、雇用の安定、リビング・ウェイズ（生活賃金）、安全で健康な労働環境、均等待遇などの労働課題を市民の課題とする市民の運動である。

現在、非正規雇用増大による雇用不安や生活できない低賃金が、殺傷事件の要因とみなされ、日々社会不安が高まっている。安全安心、健康で快適な市民生活をおくるために、今やこうした公共サービス、コミュニティ労働の担い手の労働環境を市民は直視しなければならない。市民は公共サービスの消費者であるとともに、公共サービス労働者の賃金となる税金を払う「使用者」でもある。公共サービスに限らない。本も、酒も、コンビニの品物も身近なサービス社会のなかで便利で安価な二四時間サービス網が築かれているが、それを支える労働現場がどうなっているのか、搾取企業のような労働実態になっていないか、利用する市民としてのチェックが不可欠だ。

最近では自治体の公契約に「労働者の適正な労働条件を確保すること」をめざし、公共工事建設労働者や委託労働者に独自に最低賃金（最低報酬額）や継続雇用を求める公契約条例運動にも市民の主導・参加がみられる。「高齢社会を良くする私たちの会」（樋口恵子代表）がつくってきた介護の質を確保するために介護労働者の適正な賃金労働条件を求める運動もある。生活クラブ生協では「市民労働」を追求して介護、保育、製パンなどの「ワーカーズ」（労働者協同組合）を設立し、保育ワーカーズは「年収三〇〇万円達成、三五〇万円目標」「常勤短時間の同一時間給」を実現している。京都では社会保険労務士、教員、労働者、市民が、自

立と協働の勤労者・市民ネットワーク「NPO法人あったかサポート」を組織し、情報発信、労働教育、労働相談、就労支援に取り組んでいる。

こうした市民運動のなかでの労働課題の追求はようやく緒についたばかりだ。労働者の人権を無視する経営や政策とあらためて対峙し、市民社会の課題として「労働の尊厳と労働者の人権確立」を柱として据えることが地域運動に求められている。

(1) 小畑精武『公契約条例入門』（旬報社、二〇〇〇年）。

(2) 戦後公選制となった東京都二三区長は一九五二年に再び区議会が選出都知事が任命する制度に改悪された。区長準公選運動は、地方自治法改正が困難ななかで、区に準公選条例をつくり、それにより区民の直接選挙で区長候補を決定し、その人を都知事が任命する、事実上の区長公選制度。

(3) 小畑精武「三〇代地区労働運動の現場から」『現代の理論』一九八三年七月号。

(4) 清水慎三「総評三〇年のバランスシート」『戦後労働組合運動史論』（日本評論社、一九八二年）「中小の場合も大勢は企業別組合原則の「中小労連」型に落ち着き、したがって大企業な構内下請工には手がでず、臨時労働者から内職・パートにおよぶ二重構造底辺部門全体への社会的代表力・交渉力の拡充という方向へはたどらなかった。」

(5) 呉学殊『労使関係のフロンティア―労働組合

の羅針盤』（労働政策研究・研修機構、二〇一一年）。

(6) 呉・前掲注（5）。

(7) アリンスキー（長沼秀世訳）『市民運動の組織論』（未来社、一九七二年）。

（おばた よしたけ）